

公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は小児歯科学の専門的知識と技術、そして公共的使命と社会的責任を有する歯科医師を育成するとともに、小児歯科医療の発展と向上をはかり、小児保健の充実と増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため公益社団法人日本小児歯科学会（以下「学会」という）は、日本小児歯科学会専門医（名称：小児歯科専門医、以下「専門医」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 専門医認定委員会

第3条 学会は、専門医、第6章に定める日本小児歯科学会専門医研修施設（以下「研修施設」という）、および日本小児歯科学会専門医指導医制度規則に定める専門医指導医、の適否を審議するため専門医認定委員会を置く。

2. 専門医認定委員会の委員は、別に定める日本小児歯科学会専門医制度施行細則（以下「施行細則」という）の定めるところにより、その選出は学会理事会で行い理事長が委嘱する。

3. 専門医認定委員は専門医指導医でなければならない。

4. 専門医認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 専門医認定委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。

2. 委員長は、理事長の指名による。

3. 副委員長は、委員の互選により決定する。

4. 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

第5条 専門医認定委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、その会議を開くことはできない。

2. 専門医認定委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 専門医認定委員会は、次の事務を行う。

(1) 第5章に定める専門医申請の審査、認定および登録

(2) 第6章に定める研修施設指定申請あるいは更新の審査および指定

(3) 学会専門医指導医制度規則第4章に定める専門医指導医申請の審査

(4) 第9章に定める専門医の認定更新の審査および決定

(5) 学会専門医指導医制度規則第5章に定める専門医指導医の認定更新の審査

(6) 第10章に定める専門医資格喪失の審査および決定

(7) 学会専門医指導医制度規則第6章に定める専門医指導医資格喪失の審査

(8) 専門医制度実施に必要な各種様式の作成

- (9) 専門医研修セミナーの企画・運営
- (10) その他専門医認定委員会の運営に必要な事務
- (11) 学会認定医に関する事務

第7条 専門医認定委員会は、施行細則の定めるところにより、常任委員会および必要に応じて小委員会を置く。

第3章 申請者の資格

第8条 専門医の資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること
- (2) 専門医の認定申請時において、5年以上引き続いて本学会会員である者
- (3) 専門医制度規則第6章の規定によって指定された研修施設で、第7章に定められた教育研修内容に従い、施行細則第5条で示される研修を修めた者
- (4) 専門医の認定申請時に教育研修単位を必要単位数取得している者
ただし、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を満たしていなければならない。
- (5) 原則として、日本歯科医師会会員である者（正会員、準会員）

第4章 申請の方法

第9条 前条の資格審査を受けようとする者は、次の各項の申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書（第1号様式）
- (2) 履歴書（第2号様式）
- (3) 診療実績証明書〔専門医認定申請用〕（第3号様式）
- (4) 教育研修単位取得証明書・教育研修記録簿および症例リスト（第4号様式4-1、4-2）
- (5) 学会参加、発表等を証明する資料
- (6) 歯科医師免許証（コピー可）
- (7) 日本歯科医師会会員証（原則として必要。コピー可）
- (8) 専門医認定申請料振込み受領証コピー

注1：記載する症例は、主治医として担当した小児歯科治療10症例で、2年以上の長期継続観察症例（乳歯列期から混合歯列期にかけての症例を含むこと）を5症例以上記載すること。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯・小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患あるいは発達障害児、全身疾患を有する小児、歯科的不協力児の長期口腔管理などで1患児1症例とする。

第5章 専門医の資格審査、認定および登録

第10条 専門医の資格を得ようとする者は学会に申請し、第2章に定める専門医認定委員会の資格審査並びに学会専門医試験施行細則に定める専門医試験を受けなくてはならない。専門医認定申請料、専門医認定審査料は別に定める。

第11条 学会は、専門医認定委員会の資格審査並びに専門医試験に合格した者を、理事会の議を

経て専門医と認定、登録し認定証を交付する。

第12条 前条により専門医と認定されたものは、施行細則に定める専門医継続料を学会へ納付しなければならない。

第6章 研修施設

第13条 研修施設の指定を受けようとする施設の責任者は、施行細則に定める書類を専門医認定委員会に申請し、審査を受け、理事会の議を経たのち研修施設として指定を受けるものとする。

2. 研修施設は5年ごとに指定の更新を受けなければならない。更新を受けようとする施設の責任者は、施行細則に定める書類を専門医認定委員会に提出し、審査を受け、専門医認定委員会で指定の更新を決定するものとする。

第14条 研修施設は次の各号を満足するものでなければならない。

- (1) 学会が定める小児歯科診療ガイドラインに沿った教育および研修が定期的に行われていること
- (2) 学会専門医指導医制度規則第1章で定める専門医指導医が1名以上常勤として所属し、施行細則に定めた診療実績を有していること
- (3) 研修実施に必要な施設として施行細則に定めた設備や機能を有していること
- (4) 上記の各号を満たしているか、専門医認定委員会が上記と同等以上の診療の実態、設備および機能を有すると認めた施設であること

第15条 第14条の各号を満たさない事項が生じた場合あるいは研修施設の責任者から申し出があった場合は、専門医認定委員会で審議し理事会の議を経て研修施設の指定を取り消すものとする。

第7章 教育研修

第16条 研修施設における教育研修は、小児歯科領域における診断と治療のための医療技能を修得させるとともに、他科診療科からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を養い、小児歯科医療と小児保健の発展に寄与できる能力を養成賦与することを目的として構成されなければならない。

第17条 教育研修内容は、次の各号に示される大綱に準拠して編成されなければならない。

- (1) 小児歯科治療およびこれに関する領域の疾患の診断と治療
- (2) 小児歯科診療ガイドラインに沿った教育研修

第8章 生涯研修

第18条 専門医は、学会が主催する生涯研修を受講しなければならない。

第19条 生涯研修は、小児歯科領域における技術と知識の向上を維持し、また小児歯科医療人としての倫理を高揚させることを目的として構成されなければならない。

2. 生涯研修の細目については別に定める。

第9章 専門医の認定更新

第20条 専門医は、5年ごとに認定更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を

失う。

2. 専門医の認定更新をしようとする者は、施行細則に定める生涯研修単位基準に従って研修を行わなければならない。
3. 専門医の認定更新をしようとする者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定委員会に提出し、審査を受けなければならない。
 - (1) 専門医認定更新申請書（第5号様式）
 - (2) 生涯研修実績申告書および生涯研修記録簿（第6号様式、専門医用）
 - (3) 診療実績証明書〔認定更新用〕（第7号様式）
 - (4) 学会参加、発表等を証明する資料
 - (5) 専門医認定更新審査料振込み受領証コピー
4. 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
5. 専門医認定更新審査料は別に定める。

第21条 更新の認定は、専門医認定委員会が審査を行い決定する。

第10章 専門医の資格喪失

第22条 専門医は次の各号の1に該当するときは、専門医認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を失ったとき
- (4) 専門医継続料を2ヵ年以上滞納したとき
- (5) 第9章に定める専門医の認定更新をしなかったとき
- (6) 専門医認定委員会が専門医として不相当と認めたとき

第23条 第22条の規定により、専門医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び専門医を申請することができる。

第11章 補 則

第24条 学会会員は、専門医認定委員会の決定に関する異議を、学会理事長に申し立てることができる。

第25条 妊娠・出産・育児等に関わる諸事情により事前申請が行われた場合に限り、期間3年を限度に更新の延長を認める。

第26条 この規則を変更する場合は理事会の議を経て、学会総会の承認を必要とする。

第27条 この規則の施行について必要な事項は、専門医認定委員会の議を経て学会理事会が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成22年5月18日から一部改正施行する。

第3条 この規則は、平成24年5月11日から一部改正施行する。